

3/1 から戸籍謄本類が兄弟姉妹以外の家族（本人・配偶者・父母・祖父母等（直系尊属）・子・孫等（直系卑属））であれば、本籍地以外の市町村でも原則取れるようになりました。（代理人は不可）



「あんた、調べられてんで”4年前の4月、兵庫県警姫路署に相談で訪れた40代の男性は、元妻から言われて被害に気付いた…自分の個人情報は何者かに取得されていた…この男性は女性医師と交際していたが医師の母が納得せず、探偵業者Aに男性の身辺調査を依頼…Aから頼まれた行政書士B(51)が姫路市から男性の戸籍謄本等を取り寄せていた…一連の捜査で、Bは全国の探偵55社から依頼を受け、委任状

不要の行政書士職務上請求で計約3500通の謄本などを不正に取得、1通につき2~4万円の手数料、約5年間で7000万円程の報酬を得ていたと県警はみている…値段次第で請け負う行政書士は他にも…今回の事件は氷山の一角…」との記事が2021年12月の毎日新聞で報じられました。日本行政書士会連合会は倫理研修の受講を義務化しましたが、不正は今も続いています。一番の解決策は職務上請求という士業特権をなくす事です。倫理研修は単なる見せかけ…？

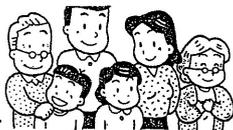
士業の特権 = 不正の温床 制度廃止が最善策
職務上請求は



「公共工事入札資格の手続き(経審)を頼んでいる行政書士から『労災保険に加入してなくても経審は受けられる』と言われたが…？」との相談がありました申請書類上は確かに社保や雇保の加入が分かるものは必要ですが労災保険までは求められていません。臨時の人でも労働者として雇った時は労働基準法で定めた事業主責任が生じます。公共工事を請負う建設業の場合、元請を事業主とみなす事になっているため、労基法上の責任を肩代りする労災保険への加入

が必要です。車の自賠責保険と同じ強制保険になります。未加入時に労災事故があれば国(労基署)は被災労働者に保険給付をした後、事業主から『費用徴収』を行います。遡って保険料(10%の追徴金加算)を徴収するだけでなく、1年以上未加入の場合、業務災害や通勤災害による休業補償の100%(故意に未加入)か40%(重大な過失による未加入)の費用を徴収する事になっています。安易な判断は禁物です。

労災保険に未加入時の費用徴収 給付の4割 事業主負担



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。当方に掛けられる場合は 0977-23-5463 (代表) へ。下記は当事務所の発信専用電話です。①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 その他の情報は、右のQRコード(当事務所のHP)で。

